

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

社会医療法人蘇西厚生会が開設する指定居宅介護支援事業所 まつなみケアプランセンター(以下「事業所」とします。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護支援業務を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ・利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- ・利用者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様なサービス事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮し多様な事業所の連携を得て介護サービスが提供されるよう努めます。
- ・居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供し、又、居宅サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう公平中立に行います。
- ・事業の運営に当たっては、市町村、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センター等との連携に努めます。

2 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所名 | まつなみケアプランセンター |
| (2) 所在地 | 羽島郡笠松町田代185番地の1 |
| (3) 介護指定事業者番号 | 岐阜県2170600072 |
| (4) 連絡先 | TEL: 058-387-5533
FAX: 058-387-5562 |

3 職員の職種、人数及び職務内容

	人数	勤務形態	勤務内容
管理者 主任介護支援専門員	1名	常勤・兼務	介護支援専門員の管理、居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。運営指針を遵守し、特定事業所加算要件にのっとり介護支援業務に当たります。
介護支援専門員	5名	常勤・専任	運営指針を遵守し、特定事業所加算要件にのっとり介護支援業務に当たります。

4 営業日及び運営時間

- ・月曜日 ~ 金曜日 8:30~17:30
- ・土曜日 8:30~12:30

* ただし、祝日及び12月31日から1月3日は休みます。

* 電話等により営業時間外、休日・夜間等24時間連絡が可能な体制です。

* 上記の時間帯については、担当者が不在の場合でも他の介護支援専門員が対応し、担当者に連絡を取ります。また、緊急の場合では、他の介護支援専門員が必要な対応を行いません。

上記以外の時間帯については、当該事業所の介護支援専門員が輪番制により担当します。

5 特定事業所加算Ⅱを取得(平成24年5月より)

- ・要件に則りサービス提供しています。

6 居宅介護支援の提供方法及び内容

(1) 身分を証する書類を携帯し、初回訪問時又は利用者もしくはその家族から求められたときは、これを提示します。

(2) 居宅サービス計画の作成に関する下記の業務を担当の介護支援専門員が行います。

(居宅サービス計画書の作成の流れ)

- ・利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した生活を営む事が出来るような解決すべき課題を把握し、課題分析します。
- ・居宅サービス計画の作成にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を適正に利用者又はその家族等に対し提供して、利用者にサービスの選択を求めます。
- ・利用者及び家族の希望並びに利用者について、把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案して、サービスの目標、達成時期、サービス提供をする上での留意点を盛り込んだ**居宅サービス計画の原案を作成します。**
- ・居宅サービス計画に訪問看護等医療サービスを位置付ける場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。
- ・居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、料金等について**利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を得ます。**

(サービス担当者会議の開催等)

- ・居宅サービス計画に原案に位置づいたサービス担当者に対し、会議の召集、照会等を行うことにより、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとします。
- ・**居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を必ず開催します。**ただし、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむをえない理由が有る場合については、担当者に対する照会等によることで差し支えない事とします。
- ・サービス担当者会議においては、各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することを、サービス担当者会議の目的として明確化します。

(経過観察・再評価)

- ・**利用者の居宅を毎月1回以上訪問し、状態の把握及び再評価に努めます。**特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、経過・再評価の結果を記録します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等と連絡調整を行います。
- ・居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス担当者から個別サービス計画の提出を求めます。

(3)居宅サービス計画の変更

- ・利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4)要介護認定等の手続きの代行及び認定調査

- ・要介護認定等の確認を行い、必要に応じて要介護認定申請の代行を行います。要介護認定者等の更新申請についても、現在の要介護認定等の有効期間が終了する1ヶ月前からできるように必要な支援を行います。
- ・市町村の委託調査を行うにあたり、調査の留意事項に精通し、公平、中立で正確な調査を行います。
- ・要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとします。

(5)介護保険施設への紹介

- ・利用者がその居宅においてサービス提供が困難となった場合、又は介護保険施設への入所等を希望する場合には、介護保険施設への紹介等その他の便宜の提供を行いません。

(6)その他関連機関との連携

- ・病院への入退院、介護施設への入退所、小規模多機能事業所への移行、地域包括支援センターからの紹介等の際には円滑に支援できるよう連携を図ります。

7 介護支援専門員の交代

(1)事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(2)利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

8 利用料その他の費用

(1) 利用料

- ・要介護認定を受けた利用者は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。
- * 利用者がまだ要介護又は要支援認定を受けていない場合や保険料の滞納がある場合には、下記のような手続きを取ります。
 - 1 利用料金を一旦全額支払い、「領収書」を当事業所より受け取ります。
 - 2 事業所から必要事項を記載した「居宅介護支援提供証明書」を発行します。
 - 3 要支援、要介護の認定を受けた後、又は滞納保険料を納付された後、「介護保険居宅介護（支援）サービス費等支給申請書（償還払い用）」に当該月分の「領収書」及び「居宅介護支援提供証明書」を添付して市町村窓口に提出すると、全額あるいは一定の割合で差額の払い戻しを受けることができます（償還払い）。
- * 利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは無料、法定代理受領分以外は、厚生労働大臣が定める基準による介護報酬分とします。

(2) 交通費

- ・通常の事業実施区域を越えての利用者から要請があった場合の交通費については、利用者の同意を得て、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

1 通常の事業実施区域	…	無料
2 その他	…	350円 (片道)

9 通常の事業実施区域

通常の事業実施区域は、笠松町、岐南町、岐阜市（長良川河南）、羽島市、一宮市（北方町、木曾川町、更屋敷）、各務原市（川島）とします。

10 苦情申し立ての概要

- ・居宅介護支援に関する相談や苦情、及び「サービス利用票(居宅サービス計画)」に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡ください。

- ・常設窓口 羽島郡笠松町田代185番地の1 松波総合病院南館内

まつなみケアプランセンター

担当者 堀 昭江

電話 058-387-5533

- ・その他に市町村の相談苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることが出来ます。

- ・岐阜市役所(市民福祉部 介護保険室) 電話 058-265-4141(代)
- ・羽島市役所(高齢福祉課) 058-392-1111(代)
- ・笠松町保健福祉センター(介護保険課) 058-388-7171(代)
- ・岐南町役場(健康推進課) 058-247-1321(代)
- ・各務原市役所(健康福祉部高齢福祉課) 0583-83-1111(代)
- ・一宮市役所(高年福祉課) 0586-28-9019(直)
- ・岐阜県国民健康保険団体連合会 058-273-1111
- ・愛知県国民健康保険団体連合会 052-962-1307

- ・対応方法

苦情の申し立て・相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由になんらかな不利益な取り扱いをすることはありません。

11 事故発生時の対応

- ・事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が生じた場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事項が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12 守秘義務及び個人情報使用同意

- ・事業所の介護支援専門員、過去に介護支援専門員その他の従業員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ・居宅サービス計画書を作成するに当たり、主治医・医療機関・居宅サービス事業所・地域包括支援センター・介護施設・市町村等との連絡調整の為に、利用者及び家族の同意を得て情報提供します。

- ・個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のない様に細心の注意を払います。

13 その他

- ・事業所は厚生労働省の「介護サービス情報の公表」制度に基づき指定調査機関の調査を受け、介護サービス情報を公表しています。